

監査措置公告第3号

平成25年6月24日付け25監第26号で提出した平成25年度行政監査及び随時監査（財務事務監査）の結果に関する報告及び意見に対し、市長から措置を講じた旨の通知があったので地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき公表します。

平成25年度行政監査及び随時監査（財務事務監査）の結果に関する措置について

平成25年7月3日

東かがわ市監査委員 赤坂 末夫

東かがわ市監査委員 岡本 憲治

東かがわ市監査委員 楠田 敬

措置内容 東かがわ市契約規則第11条に第3号の規定を追加

東かがわ市契約規則の一部を改正する規則

東かがわ市契約規則（平成15年東かがわ市規則第35号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(入札保証金の免除)</p> <p>第11条 略</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) <u>第18条第2項に規定する名簿に登載された者による競争入札に付する場合において、落札者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。</u></p>	<p>(入札保証金の免除)</p> <p>第11条 契約担当者は、次に定めるところにより、入札保証金の全部又は一部を納付させないことができる。</p> <p>(1)・(2) 略</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。